

会議名称	平成24年度第4回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成24年12月25日(火) 15時から16時50分まで	
場所	杉並区役所 第4会議室 (中棟6階)	
出席者	委員	江藤会長、井上委員、大浦委員、柴田委員、高橋委員、谷委員、花形委員、濱田委員、光森委員、山岡委員、横山委員、大槻委員、大和田委員、奥山委員、新城委員、鈴木委員、山本委員、小幡委員、茶谷委員
	実施機関	日暮学務課長、佐々木建築課長、筒井教育人事企画課長、北風庶務課長
	事務局	関谷情報・法務担当部長、松川情報システム課長、斎藤政策法務担当課長、本橋情報政策課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	・資料1 平成24年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成24年度第4回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項
	当日	・会議次第

【会議内容】

- 平成24年度第3回会議録の確定
- 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第30号	児童・生徒の健康づくりの推進に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第55号	児童・生徒の健康づくりの推進に関する業務の外部委託について(新規)	決定
報告第31号	児童・生徒健康診断に関する業務の登録について(追加・変更)	報告了承
諮問第56号	児童・生徒健康診断事務(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
報告第32号	教職員健康診断に関する業務の登録について(追加・変更)	報告了承
諮問第57号	教職員健康診断事務(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
報告第33号	長期優良住宅及び低炭素建築物計画の認定等に関する業務の登録について(変更)	報告了承
諮問第58号	長期優良住宅及び低炭素建築物計画の認定等に関する業務の外部委託について(変更・追加)	決定
諮問第59号	長期優良住宅及び低炭素建築物計画の認定申請台帳管理(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定
一般報告	学校ホームページへの個人情報の過誤掲載について	報告了承

会長	<p>定刻になりました。本日は師走のご多忙のところご出席いただきありがとうございます。ただいまより、平成 24 年度第 4 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催します。</p> <p>初めに、本日都合により欠席される委員の方について事務局からお願いします。</p>
情報・法務担当部長	北島委員から所用のためご欠席との連絡をいただいております。以上です。
会長	<p>ありがとうございました。それでは、議題に入ります。議事の進め方ですが、お配りしてあります会議次第に従って進めます。前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしていきたいと思ひます。</p> <p>最初に会議録ですが、事務局から何かご意見はございますか。</p>
情報政策課長	<p>前回、当審議会でご指摘いただきました業務名称の修正について報告します。「マンション管理の適正化・再生の促進に関する業務」の業務名称ですが、「マンション耐震化等管理の適正化・再生の促進に関する業務」ということで、「耐震化等」を加えて、修正をさせていただいております。</p> <p>前回の会議録の 1 枚目の裏、資料 1 の裏面ですが、報告第 26 号から諮問第 49 号、諮問第 50 号を見ていただくとおわかりになると思ひますが、「耐震化等」をそれぞれ加えさせていただいております。</p> <p>それ以外の修正はございません。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>それでは、業務名称について「耐震化等」を入れるということですが、ほかに委員の方々から訂正箇所のご意見等はございますか。ないようですので、第 3 回会議録は確定といたします。</p> <p>それでは、報告・諮問の審議に入りたいと思ひます。最初に情報・法務担当部長から諮問文を読み上げてください。</p>
情報・法務担当部長	諮問文を読み上げ、会長に渡す。
	(諮問文手交)
会長	ただいま諮問文を受け取りました。それでは、報告・諮問事項の審議に入りたいと思ひます。初めに、報告第 30 号から報告第 32 号、諮問第 55 号から諮問第 57 号について、事務局から説明をお願ひいたします。
<p>報告第 30 号、諮問第 55 号 報告第 31 号、諮問第 56 号 報告第 32 号、諮問第 57 号</p>	
情報政策課長	<p>報告第 30 号、諮問第 55 号について説明する。</p> <p>報告第 31 号、諮問第 56 号について説明する。</p> <p>報告第 32 号、諮問第 57 号について説明する。</p>
会長	ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見等はございますか。
委員	児童・生徒の健康づくりの推進に関する業務のところですが、「親子健康教室」は、希望する人のみが参加するのか確認させてください。

学務課長	ご指摘のとおり、任意による参加です。
委員	当区には以前、南伊豆健康学園があり、肥満や病気を抱えているお子さんに対し、いろいろと配慮してきました。「親子健康教室」というのは、健康学園の代替措置みたいな捉え方ですか。何か関連があれば教えてください。
学務課長	ご指摘のとおり、南伊豆健康学園を閉園するにあたり、杉並区内での健康づくりの施策について検討してきました。その中の一つという点では、つながりがあります。具体的には、重層的な健康施策の体系を作って進めていくというもので、その一つとして、今回の「親子健康教室」を実施するということです。
委員	わかりました。親子健康教室についてはこれで終わります。 次に、児童・生徒健康診断に関する業務について、この検診結果データをどのように生かすのですか。法律で児童の健康診断をしなさい、と決められていることは知っています。それから、どういった項目を測りなさいということも、学校保健安全法施行規則に載っているのわかるのですが、それをどうするのですか。学校が検診結果を知ったあとに何らかの対応をしなければならぬことに、なるのではないですか。例えば、心臓疾患があるお子さんでしたら、体育の時間にはきついような、心臓を圧迫するような授業は受けさせないとか、そういう配慮のために情報収集するという意図があるのか、どうなのですか。
学務課長	これ以外にも学校で行っている定期健診がありますが、こちらについては、医療機関に委託せざるを得ない項目で、学務課が委託をして事業を実施しています。検診結果データについてですが、仮に「有所見」があるとか、「陰性」、「陽性」という場合、私ども学務課から当該学校に、その児童の学校生活について、必要な保健指導をするよう指導しています。
委員	先週、学校でお子さんが、粉チーズが入っていた給食を食べて、亡くなったという新聞記事を読んで、私も本当にびっくりしました。そういうことで亡くなってしまうのだとびっくりしたのですが、検査する項目の中には、こういったアトピーの項目などは、ないようですが、実際には現場ではどうなさっているのでしょうか。
学務課長	今回の検診項目の中には、いわゆる食物アレルギーについての検診項目はありませんが、学校入学の際に、食物アレルギーがある方については医師の診断書を出していただき、どういうものがアレルギーになるのかということを予め教えていただいています。それを受けて学校では、当該食材を除いた給食や、それに代わるものを選ぶという方法で、その子供のアレルギーが起きないようにしています。この事件については新聞情報で知るところですが、そういう対応をとりながら、たまたまその子供が除去食でないものを食べてしまったということによって、アナフィラキシーショックが起きて死亡に至ったと聞いています。
委員	そうですね。情報を学校側が知った場合には、それに対して何らかの対処

	<p>をしなければいけない。だからこそ、情報を収集するのだと思うのですが、それについても確かに 100%のことができないのだな、ということ、私も新聞記事を読んで思っていたところです。</p> <p>それから、先ほどの「児童・生徒の健康づくりの推進」ともかかわるのですが、「肥満度」の算出はしないのでしょうか。後ほど出てきます「教職員健康診断に関する業務」ですと、「肥満度」という項目がありますが、お子さんにはないようですね。ただ、やろうと思えば身長と体重から BMI という一定の数値を出すことはできますが、どのようにしているのでしょうか。</p>
学務課長	<p>肥満度の算定については、結論から申し上げますが、数値化しておりません。ただ、定期健康診断時には、医師が問診をします。その中で多角的にその児童の状態を見て判断をさせていただく、というのが現状です。</p>
委員	<p>今回諮問されている情報については、検診結果データを紙ベースで渡すということですが、お子さんは健康診断で先ほど言った身長、体重などいろいろな項目を測っているわけです。そのデータ自体はどのような管理になっているのですか。お子さんごとに管理している形ですか。データは紙ベースですか、それとも電子データにもなっているのですか、そこを教えてください。</p>
学務課長	<p>各学校で行っている定期健診の検査結果は、既にお諮りさせていただいて、電子情報として記録しています。</p> <p>今回、諮問させていただいたものについて、実は実際に所見があるのは非常に少なく、1%以下です。したがって、学務課で学校単位にその有所見の児童・生徒を抽出し、紙ベースで各学校に渡し、その後の保健指導に生かすという形にしたいと思っています。</p>
委員	<p>お子さんのデータについて、電子データになっているということですが、そうすると、扱いが簡便になると思います。先ほど言った「肥満度」を計算しようと思えば簡単にできますし、経年変化では身長がどのくらい伸びたかとか、「肥満度がなかなか下がりませんね」、ということもやろうと思えばできますが、そういったことはやっているのかどうですか。</p>
学務課長	<p>各学校では、そういった作業は基本的にはしておりません。個人情報ではなく、データとして体重や、平均身長がどのくらいなのか、そういう形の統計処理をしています。</p>
委員	<p>全体の統計として扱っている、とのことですが、学校保健安全法では、測ったあとにその事後措置をする、となっています。個々のお子さんに対して、「こういう所は注意したほうがいいですよ」とか、肥満度や糖尿病など、いろいろなこともあるかと思いますが、健康指導をするという法律にはなっていないのでしょうか。現場ではどのようにしているのですか。</p>
学務課長	<p>学校保健安全法施行規則第 9 条に「事後措置」という項目があり、健康診断の結果、「有所見」がある場合には適切な指導を行う、という内容になっています。加えて、各学校に養護教諭がおりますので、必要な保健指導は継続して行っています。</p>

委員	<p>わかりました。ただ、学校が全てを管理できるわけでもないし、その責任を負えるわけでもないから、その辺の線引きが難しいのかなと思っております。</p> <p>学校保健安全法施行規則第6条の検査項目の中に、「胸囲」があります。これは測っても測らなくてもいいみたいですが、昔、私などが小学生だったときは、服を全部脱がされて、パンツ1枚になって並ばされて、胸囲を測られました。今から考えると、なんかすごい時代だったなと思うのですが、いま杉並区立学校ではどうしているのですか。</p>
学務課長	<p>おっしゃるとおり、施行規則の中では検査項目に加えることができるという規定がありますが、杉並区では「胸囲」の測定は実施しておりません。</p>
委員	<p>「教職員健康診断に関する業務」について伺います。受診の拒否ということとは、可能ではないみたいですね。法律では、学校保健安全法は特別法だからその上位法である労働安全衛生法に「労働者は健康診断を受けなければならない」となっています。ただし、人によっては、ある項目は検査してほしくないという人がいるかもしれません。というのは、例えば、心臓がすごく弱いとか、糖尿病があるということを知られると、昇進にかかわるのではないとか、いろいろなことがあると思います。まず、そういった検査項目の拒否などということは、現実にありますか。もしある場合どうするのですか。</p>
学務課長	<p>検査項目から除くことができる項目、というのがあります。例えば、検診のうち胃の疾病や異常については、レントゲンを撮りますが、それは除くことができるという規定があります。妊娠している方などは、自己申告すれば検査しなくてよい、という形になります。</p>
委員	<p>そうしますと、拒否した、ということが知られるわけですね。つまり、胃の健康について知られたくない人である、と知られることになります。また、妊娠しているかどうかという項目自体も、大変プライベートな項目だと思います。もちろん、雇う側からすれば、妊娠して出産の可能性があったら、早いうちに産休の先生の手当をしなければならぬとか、労務管理上は、そういった要請もあると思います。しかし、健康診断の時に胃の検査はしたくないとか、妊娠しているかどうかといった理由を申告したくない、という人もいると思いますが、それはどのようにしているのですか。</p>
学務課長	<p>そういった個人のプライバシーについて、できる限り慎重に対応をさせていただきたいと思っております。今回も本人が健康診断担当に申告いただいた上で、その検査をしないという形にしていますので、委員ご指摘のように、広く周知するとか、そういう意味合いは持っておりません。できるだけ個人の情報については、適切な管理をさせていただきたいと思っています。</p>
委員	<p>とにかく受診を拒否した、ということ自体も重要な情報ですので、その扱いについては、なるべく上司に知られないように、人事部に知られないようにと言っているのかどうか分からないのですが、何らかの考え方が必要かと思っています。</p>

	<p>さらに 10 ページの「記録の項目」なのですが、精神面の検査はやらないのですか。というのは最近、特に教員の方のうつ病が増えていることを、新聞の見出しなどでも見ますが、それはどうなっていますか。</p>
学務課長	<p>各学校の教職員については、任意のメンタルチェックを設けています。私どもでその結果は、わかりません。本人がそういったメンタルチェックの結果を出して、その結果を自分で見て、その先の対応が必要かどうかを判断していただくという、いわゆるセルフチェックのもので、対応を図っているところです。</p>
委員	<p>精神面は測ることはできるが、データは知られないのですね。そうすると、精神面ではなくて、先ほどの学校保健安全法施行規則にある検診の項目ですが、そのデータをもちろん杉並区教育委員会が知ることになるわけですが、県費職員ですから、本来の雇い主は東京都ですね。東京都に、このデータを渡すのですか。そしてそのとき、電子データとして渡すのですか。その 2 点をお聞きします。</p>
学務課長	<p>結論から申しますと、東京都にデータは渡しません。といいますのは、労働安全衛生法上に記載されているのは、「事業者」という表現です。これは「使用者」と違って、事業の利益の帰属主体となります。したがって、学校を設置している杉並区がその主体の「事業者」になりますので、基本的に労働安全衛生法での義務がある「事業者」は、杉並区と考えております。</p> <p>したがって、東京都に特段の情報提供をすることはない、ということです。</p>
委員	<p>先ほどお子さんについても伺いましたが、今回教職員については、全てが電子データになっているわけですから、データ処理は非常に簡単になっています。それこそ飲酒量とか、いろいろ聞かれるわけですね。「毎晩お酒を飲みますか」「ビールに換算して、何本ぐらいですか」といったものをデータにしておき、経年変化を見て、一人ひとりに対して、「あなた、なかなか飲酒量が減ってないじゃないですか」というような指導をすることは、可能になるわけですね。</p> <p>健康な体で毎日職場に来ていただく、労働力の再生産をしていただくということは、雇う側からすれば大変なメリットになるわけです。このデータはそのように使うことはできますが、いま現在どうしているのですか。もしくはこのあとどうなさるのですか。</p>
学務課長	<p>検診データについて、仮にその内容が例えば医療を要する内容である場合には、学校保健安全法施行規則第 16 条に定める事後措置に該当しますので、その旨お知らせして対応していただくようお願いいたします。</p> <p>ただし、ご指摘の保健指導等の内容については、特段そういった対応をとっていません。人数が多いということもあり、それなりの時間と労力が必要になりますので、今後の検討課題としています。</p>
委員	<p>そうはおっしゃるのですが、例えば、メタボ検診は今回の検査項目で、割と簡単に出せると思いますし、あれは確か調べなさい、ということになって</p>

	<p>いると思うのですが、それでもやらないのですか。やれ、というのではなくて、やろうと思えばやれるし、やると雇う側にとっては、メリットがあるだろうということです。</p>
学務課長	<p>学校教師として、健康管理が非常に大事だと思っております。ただ、委員のご指摘のようなところまで保健指導をするかについては、人数、金額、態勢の問題等、いろいろ検討すべきことがあります。今後検討していきたい課題である、という認識を持っているところです。</p>
会長	<p>ほかにございますか。</p>
委員	<p>1点だけ確認をさせてください。教職員の健康診断というのは、区費の職員も同じ対象になるということによろしいですね。</p>
学務課長	<p>同様の対応をさせて、いただいております。</p>
委員	<p>現場で働く人たちの健康状態がどうかを知るために、毎回資料請求もさせていただくのですが、学校現場の職員の健康状態の資料は、区職員のものに比べ非常に簡素なものが出てきます。今回、文書、電算化ということも含めて拡大されるということなのですが、今後は、区の職員の健康状態に比するような資料が期待できると考えていいのですか。</p>
学務課長	<p>検診項目は、労働安全衛生法の規定が適用されますので、基本的に遜色ない検査項目になっています。ただ、資料を提供する段階で、委員のご指摘のような内容であったのかもしれませんが。教職員の記録データは、持っておりますので、今後、それを使った必要な対応を図っていきたいと考えています。</p>
会長	<p>よろしいですか。ほかにございますか。ないようですので、報告第30号から報告第32号は報告を受けたことといたします。諮問第55号から諮問第57号は決定といたします。</p> <p>次に、報告第33号、諮問第58号から諮問第59号について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>報告第33号、諮問第58号、諮問第59号</p>	
情報政策課長	<p>報告第33号、諮問第58号、諮問第59号について説明する。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますか。</p>
委員	<p>13ページです。個人情報の記録の内容の中に、「建築資金計画」とあります。私は「都市の低炭素化の促進に関する法律」の、施行令と施行規則を見ました。その中に、こういう項目で書いてくださいと、書式まで載っているのですが、まず、資金計画はどのようなものを書くのかと思って見ました。それによると、集約都市開発事業認定申請のほうは結構詳しいのですが、個人の場合には「資金計画」とだけしか書いていないのです。「資金計画」とあって、その枠があります。このような大ざっぱな情報の収集の仕方では、書くほうが戸惑うのではないですか。どこまで書いていいのかわかりません。銀行の名前まで書くのか、金利まで書くのか、おじさんからお金を借りるのならその人の名前まで書くのか、といったことが非常にアバウトだと思うのです。実際に</p>

	は、どのようにするのですか。
建築課長	一般的な建築確認申請にも、工事届というものがあります。いくらかかるか、2,000万とか3,000万というようなことと、どこから借りるか、民間資金を使うのか、自己資金を使うのかといった程度は、基本的には書いていただけるのではないかと考えています。
委員	そうしますと、杉並区が使う書式には、そういった項目をきちんと書いておくということですね。資金計画とあって、その中には借入先などということを書き添えておくということですか。
建築課長	基本的にその枠しか空いていませんので、何も書いていなければ資金計画を書いてくださいとお願いします。具体的に聞かれれば、いくらかかるのか、借入先はどうかぐらいは、記載していただきたいと思っています。
委員	私が冒頭に申し上げたように、何を書くのかが分からないと、提供する情報が人によって違うわけです。情報の提供を受ける杉並区としても、そこまで教えられたら困る、という情報だっているわけです。集める側の責任というものがあるわけですから、集めたい情報というのはどういうものかと、少なくともそこで誤解がないようにしておかないといけないと思います。人によって、詳しく書いている人と、「何千万」と金額だけ書いている人がいるのでは、困りませんか。
建築課長	基本的には、かかる資金だけ書いていただければ結構です。
委員	確かに施行令などには、そのようなことは書いていないのですが、ここで私にそのことを教えるというよりは、その誤解がないように書いていただかないと困ると思うのです。何らかの工夫をすることは、可能ですか。
建築課長	聞かれれば、そのような形でお答えします。当然、申請時にチェックするわけですから、金額だけで結構ですよ、というような話はしたいと思います。
委員	聞かれればではなくて、きちんとそこに項目として書くべきだと私は思います。そうでないと情報として困るでしょう、ということ再三言っているのですが、ちょっと話がかみ合わないようです。
建築課長	申請書の備考欄に、建築物の新築等に関わる資金計画について、「2欄」という欄なのですが、「費用の概算額を記載してください」と記載されていますので、その辺は大丈夫だと思います。
委員	分かりました。同じ13ページですが、個人情報の記録の項目に「勤務先」というのがあります。勤務先がなぜ必要なのですか。施行令などいろいろ見ましたが、わからないのです。建てる建物については非常に細かい項目があって、図面や面積などいろいろあるのですが、この勤務先というのはなぜ必要なのでしょうか。
建築課長	基本的には、建築士の方が関与する場合がありますので、勤務先等の建築士事務所を記載する場合がありますということです。
委員	ということは、この場合は個人ではなくて会社が建てる場合ですか。ちょっとよく分かりません。建築する建築士の、勤務先を書くのですか。

建築課長	例えば申請者が事業者である場合は会社に該当し、法人が申請します。その際は法人の所在地と勤務先を書く場合があるということで、こういった形になっています。
委員	でも、法人の場合は、まさに氏名、住所を一番初めに書くわけです。そこに法人の名前が、出てくるわけではないのですか。事業者が開発する場合などにも、今回の低炭素建築物の認定はできるわけですが、そうではないのですか。
建築課長	工事が終わったときに、完了報告を出していただくのですが、その中に建築士等の欄がありますので、そういったところで出てくるということです。
委員	わかりました。それでは、この勤務先というのは、低炭素建築物の申請をする方ではなくて、建築士の方の勤務先などを書くということなのですか。
建築課長	そういうことです。
委員	わかりました。ありがとうございます。それでは、最後の一つです。受託先、つまり評価機関、調査機関とのデータのやり取りは文書で行うとなっていていますが、これは、紙で出力されたものだけを受け取る、電子データなどでは受け取らないということですか。
建築課長	外部委託のときは委託仕様書の中で、電子データは特に収集しない形になっています。
委員	そうしますと、調査機関を経た場合には、区に来るときには紙のデータで来るわけですね。でも、区の職員がこのデータを扱うときには、12ページの「セキュリティ対策」にあるとおり、今度は「職員用パソコンを利用し」となっています。その辺がよく分からないのですが。
建築課長	外部委託については、あくまでも書類でのやり取りをするということです。
委員	そうしますと、低炭素建築物の申請をした人の書類、カルテのようなものですが、もちろんそれには図面などいろいろなものが付いていて、それは全部紙ベースであって、電子データにはなっていないということですか。
建築課長	そのとおりです。
委員	でも、それは不便ではないですか。少なくとも名前や住所ぐらいをデータに入れておけば、それを調べれば番号が分かって、その人の申請書はどの辺にあるか、認可はちゃんと進んでいるかが分かりますが、全部紙ベースでやるのですか。例えばインデックスというか、誰が申請したかというものさえも紙ベースですか。非常に不合理というか、前近代的な気がします。
建築課長	台帳整理については電算でやりますが、外部委託については全て書類でのやり取りです。電子データでのやり取りというのは、全くございません。
委員	そうすると、何か書類を探すときにさっと探せないような気がするのですが、実務では構わないのですか。
建築課長	例えば建築基準法に基づく建築確認でも、構造をダブルチェックする場合があります。そのときも設計図書のやり取りだけですから、全く同じような考え方で対応するという事です。内部では電算処理をしますが、外部との

	委託などのやり取りについては、紙ベースでやるということです。
委員	分かりました。
委員	結局これは、国土交通省の定めた基準に適合するものかどうか、ということが認定の前提ですよね。国土交通省では、これを認定するためにはどういう基準にしているのですか。私はこれに適合している家を建てたいのです、と言って申請してくるわけでしょう。そうしたら、受け取ったほうは、適合するかどうか、綿密なものを出してもらわなければ困りますよね。土地は何坪で、建物はどうで、使う材料はこれですというものを提出してもらわなければ、認定のしようがありませんよね。資金だって、常識で考えて絶対にこのお金では申請したような建物はできない、ということ判断する上で、いま言ったこういうことだけを区としてはほしい、ということですよ。そうなれば、区は、認定する材料としてこういうものを出してください、となるのではないですか。
建築課長	そのとおりです。
委員	だから、その時その時によって出してもらう資料というのは、違ってくるのではないですか。
建築課長	基本的には国の規則で書類がもう決まっていますので、それに基づいて出させていただきます。
委員	実質はともかく形式的にその基準に合えばいいのだ、という形式的な審査だけなのか、実質的な審査までやるのか、どちらなのか。
建築課長	当然、技術的な審査を区が行います。18ページに認定のイメージの絵があります。
委員	この説明を、もっと丁寧にしないと分かりません。
建築課長	18ページに、法案の概要の図があります。その右側に、認定のイメージの絵があります。これはあくまでも一戸建てのイメージですが、断熱材を外壁、天井、床にしっかりと張り巡らし、熱が漏れないような形でやらなければならない。開口部についても、窓は二重サッシとか複層ガラスを使って、いわば魔法びんのような家をつくるということです。熱が逃げない、夏は冷房して冷たいままの快適な環境、冬は暖房して暖かい空気が逃げないような形の住宅を、区のほうで認定するということです。
委員	例えば天井は、180 mmあればいいですよ、ということですよ。それでは材質はどうするのと、こういう話も出てきますよね。鉄板が180 mmあるから結構です、というわけにもいかないでしょう。審査をするのも、建築だけではないでしょう。所得税や容積率の変更ができますよ、となっているわけですよ。それではあなたはこれで本当にできるのと、こういう話になってきますよね。この内容を説明して、150 mmはどんな材料を使うのですか、ということまでやるわけでしょう。瓦でやるのか、京セラのものでやるのかとか、いろいろありますよね。その辺になってくると、いま言われた資金面とか、いろいろ聞いていかないとね。それでなきゃ、だまされたことになりますよ。

	だから、いま書かれていることは、聞きたい事項に入れておかしくないと思います。
会長	ほかにございますか。
委員	12 ページの規模のところに、申請件数が年間約 400 件の見込みとあるのですが、これは全体の数の何割ぐらいと考えているのでしょうか。
建築課長	区で大体 2,500 件ぐらい確認がありますが、その大体 6 分の 1 ぐらいです。
委員	<p>なぜそういうことをお聞きしたかという、ご存知だと思うのですが、私は省エネ住宅の促進ということにずっと取り組んでいまして、これまでも長期優良住宅が何割ぐらいあるのかというお尋ねをしてきました。そのときには 18% というお答えがありました。これからは、長期優良住宅と低炭素建築物の割合を全体的に上げ、省エネの暮らし方を推進していくことを区の施策として取り組んでもらいたいと考えています。</p> <p>疑問なのですが、今まで長期優良住宅で認定を受けた建物の中にも、低炭素の建築物にも合致するものがあるのではないかと思います。その辺りはいかがですか。</p>
建築課長	長期優良住宅と低炭素建築物の認定を、両方とも受けられる場合があります。両方受けられると両方のメリット、いわゆる特典が出てきます。
委員	これまで長期優良住宅で認定を受けた建物の中でも、低炭素建築物にも合致する建物があるのではないかと思います。いかがでしょうか。
建築課長	両方とも申請していただければ、両方とも受けられますが、遡及適用はしません。低炭素の認定については、建てる前に認定を受けなければ難しいからです。
委員	<p>この施策を考えていく上で、私も是非参考にさせていただきたいデータが集まってくるのだらうと思っています。これにプラスをして同時に集めていただくと、そのあと有効に施策につなげていけるところが 2 点ほど考えられると思うのです。</p> <p>一つは用途地域です。区の中の用途地域を見直す場合に、見直す前提としてデータを集めていって、低炭素建築物が建てやすい用途地域の在り方や、組合せを検討していくときに、その辺りが見えてくるかなと思います。この認定を受けるものというのは、一つひとつの注文住宅であったり、その土地の形、方向などに合わせて建てていくなど、建物一戸一戸のデータではないですか。それが把握しにくいのです。データとして一つ一つ蓄積していけば、どういう建物だったら省エネの建物が建てられるけれども、どういう形だとまちづくり、地区計画などを考えていくときに建てづらくなってしまったり、そういうところが見えてくるのではないかと思います。用途地域のデータも入れてほしいという要望です。</p> <p>もう 1 点、再生可能エネルギーが、どれぐらい区内に普及しているかというデータをお願いするときに「太陽光発電のパネルが屋根の上にどれぐらい乗っているのでしょうか」というお尋ねをすると、これまで区のほうで助成を</p>

	<p>した件数があがってくるのです。でも、これからはこういう建物を建てる時に、太陽光発電を計画する方も多いと思うので、このデータの中に、そういった再生可能エネルギーがどれくらい普及していくか、という実数が見えてくるような、データを盛り込むことができるものでしょうか。</p>
建築課長	<p>用途地域については、今回の項目の中では集めていませんので、今後の課題ではないかと思います。太陽光発電の使用の有無については、設計内訳書の中に「太陽光発電の採用について」という項目がありますので、そこで、件数は出てくると思います。</p>
委員	<p>分かりました。「省エネ住宅の認定のイメージ」という図ではなかなか分かりづらいのですが、区内の建物を見てみますと、都市部ということもあって、敷地が小さいと北側斜線という建築上の規制が入るので、北側に向かって屋根が傾斜している家が多いのです。その場合だと、太陽光パネルが乗せられません。長期優良住宅、つまりエネルギーをできるだけ使わない住宅、優良住宅を増やしていこうというときに、屋根形状、用途地域や最低敷地面積などが関わってくると思うのですが、そういう実態を把握できるような、屋根形状などという項目はないのでしょうか。</p>
建築課長	<p>今回の記録の項目の中には、ございません。</p>
会長	<p>ほかにございますか。</p>
委員	<p>15ページの外部委託記録票（別紙）の34番に、「系統図」というのがあります。これはどういうことを、意味しているのでしょうか。それから、17ページの電算入力記録票の39番の「容積率の特例適用」について、18ページのイメージ図の「容積率の不算入の部分」という説明があります。ここに記録されるのは、いくつか容積に関連して緩和されるものがある中の、例えばAという適用があると、そのAは本来何パーセントだけど、何割くらい使ったと、そういうことだけが書かれるのでしょうか。あるいは、いくつかの項目が書かれるようなことになるのか、その辺について説明をしてください。</p>
建築課長	<p>まず、「系統図」というのは、例えば空調の系統で、熱源がどこにあって空調機がどこにあるかという系統を示した図面です。それから、給排水もまた系統がありますし、主に設備関係の図面ということです。「容積率の特例適用」というのは、ご指摘のとおり、今回の低炭素建築物の認定制度の中でメリットが二つあって、住宅取得時の減税が一つのメリットで、もう一つは容積率の緩和がメリットです。要は、その容積率の緩和の適用を受けたものであるのか、ないのかを記録するための項目として出したということです。</p>
委員	<p>今のお話ですと、空調とか給水、排水のほかにはどういうものが系統図の中にあるのですか。</p>
建築課長	<p>あとは照明関係です。</p>
委員	<p>「容積率の特例適用」というのは、例えばこういう5つぐらいの項目があって、大体何パーセントぐらい容積が緩和されるのか、その辺も説明していただけるとありがたいのですが。</p>

建築課長	18 ページの「法案の概要」に「容積率の不算入」という部分があります。「低炭素化に資する設備（蓄電池、蓄熱槽等）について通常の建築物の床面積を超える部分」、具体的には延べ床面積の 20 分の 1 を上乗せして、そこまでは緩和するという考え方です。
会長	ほかにございますか。
委員	確認なのですが、これは新しく申請されるものについての、電算入力や委託ということですよ。それと、申請されたものを受け付けるのは役所で、実際に審査や判定をするのは外部機関で、その台帳管理は役所のほうで行うということによろしいですね。
建築課長	基本的には、おっしゃるとおり、新しいものに対して行います。具体的には、この認定の制度自体が平成 24 年 12 月 4 日から始まっていますので、新しいものはまだ全く出てきていませんが、それらに対して適用していくということです。外部委託の話ですが、区で受け付けて外部委託するのですが、事前に技術的な審査を受けてしまえば、区で受け付けたときに外部委託をする必要はありません。実務的には外部委託するケースというのは少ないということです。申請者が事前に、個々の調査機関の審査を受けてから、区が受け付けるのが一般的なケースです。
委員	ということは、14 ページの外部委託記録票に、委託先が二つ書いてありますが、外部委託はやらないということですか。
建築課長	法律上は、こういったケースがあります。例えば長期優良住宅では、全く同じ制度なのですが、実務的には事前に申請していただいて、それを受け付ける場合が、ほとんどだということです。
委員	申請の時点で、評価機関の認定書のようなものを添えてもらう、ということなのですか。
建築課長	添えてもらう場合がほとんどです。ただ、区のほうで受け付けて、それから外部委託する場合も、レアケースですがあり得るということです。ですから、今回の審議会に対しては外部委託についても、審議していただくということです。
委員	そうすると、区としては直接出されて審査するのは、あまりないということですか。頼む人は建築士に頼んで、適合した材料で出してくるでしょうから、区は事務的審査のようなもので終わってしまう、ということですか。
建築課長	そのケースが多いと思います。
委員	そうすると、13 ページの勤務先というのは、建築士などの資格を持った人のことを書くのでしょうか。
建築課長	先ほど説明したとおり、完了届というのが出てくるのですが、その中に建築士の資格等が出てきます。
委員	先に許可を受けて、やってから完了届が出てくるわけでしょう。
建築課長	申請時点では、まだ工事が始まっていないのです。認定後、工事をしていただき、工事が終わったあとの完了届を、区のほうにまた出していただきます。

	す。その完了届の中に、建築士の名前が入ってきます。
委員	申請のときに、建築士さんに頼んでも、名前は出てこないわけですか。
建築課長	基本的には出てきません。
委員	基本的に出てこなければ、個人が書いてきたものを信用して、そのままというわけにはいきませんよね。出てきたものが、資格のある人がきちんとして出してきたものなのか、素人が書いてきたものなのか、ということになってしまうのではないかと思うのですが。
建築課長	申請のときは、建築士は出てきません。完了のときに出てくる、ということですよ。
委員	一つ伺います。個人情報登録票の13ページを拝見して、皆さんの議論を聞いていて、この個人情報登録票の「社会活動等の情報」という欄は、認定申請者及び承継者の個人情報という認識でいたのですが、今回の場合は、そうではなく、個人から委託を受けた建築士の方の情報も、この個人情報登録票の「社会活動等の情報」欄に載せるものだという認識でよろしいのですか。
情報政策課長	ご指摘のとおりでございます。そういう情報も、この「社会活動等の情報欄」に掲載するということです。
委員	そうであれば、先ほどの議論の中でもありましたが、我々は建築家でも専門家でもないものですから、ここに、「職業」、「勤務先」、「資格」、「団体加入の状況」と載っていると、申請者個人の情報なのかと読み込んでいくわけです。最初に説明があれば、話が前に進むと思います。 質問ですが、この「資格」、「団体加入の状況」というのは、建築士さんの何の資格、何の団体加入の状況と推測すればよろしいのですか。
建築課長	完了したときに「完了状況報告書」というものを出していただいて、その中に、例えば一級建築士の資格、事務所協会等に入っているかどうかといったことが出てくるということですよ。
委員	分かりました。
委員	外部委託先ですが、12ページの説明に、「登録住宅性能評価機関」又は「登録建築物調査機関」に技術的審査を委託すると書いてあります。この機関はどのように違うのか、どういうイメージをすればいいのか、民間なのか法的なところなのか、その辺の説明をお願いしたいのですが。
建築課長	住宅のみの用途に供する建築物の場合、審査機関としては、「登録建築物調査機関」と「登録住宅性能評価機関」のふたつあるということですよ。住宅以外の用途が混在する建築物については、「登録建築物調査機関」だけになります。「登録建築物調査機関」は「エネルギーの使用の合理化に関する法律」で規定する機関です。もう一つ、「登録住宅性能評価機関」というのは、「住宅の品質確保の促進に関する法律」で規定する機関です。
委員	機関というのは、建築協会にあるということですか。それとも、政府のどこかの部署にあるのですか。
建築課長	省エネ法（エネルギーの使用と合理化に関する法律）と品確法（住宅品質

	確保促進法)という法律があって、それぞれの法律で民間の機関を住宅の性能評価機関と認定するような形です。
委員	政府から認定を受けた会社、と考えればいいのですか。
建築課長	省エネの性能を評価する機関、住宅の品質を評価する機関があり、それらの機関が、今回の低炭素の建築物の認定の技術的審査を行います。
会長	ほかにございますか。ございませんようですので、報告第 33 号については報告を受けたことといたします。諮問第 58 号から諮問第 59 号までは、決定といたします。それでは、これまでにご審議いただいた諮問事項についてはここで答申をしていきたいと思えます。事務局から答申案文を配布していただきます。ただいまお配りしている答申案文でよろしいですか。
	(異議なし)
会長	それでは、この案文を承認いたしまして、区長に提出いたします。
	(答申文手交)
会長	その他の案件としての一般報告の説明を、教育人事企画課からお願いします。
一般報告	
教育人事企画課長	<p>学校ホームページへの個人情報への過誤掲載についてご報告を申し上げます。</p> <p>まず、本件につきましては、関係の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>では、はじめに事故の概要について、ご報告を申し上げます。平成 24 年 10 月 29 日、区立三谷小学校において、「平成 24 年度東京都児童生徒体力・運動能力・生活運動習慣等調査」の集計結果を当該学校が運用しているホームページに掲載したところ、11 月 27 日、そのデータの中に児童の個人記録も含まれていたことが判明したものです。</p> <p>ホームページ上に掲載された個人情報の内容ですが、4、5、6 年生児童 229 名分の氏名、身長・体重・座高の数値、体力・運動能力の結果等が一覧表の形式で掲載されました。この原因ですが、今回、ホームページ上に掲載しましたエクセル形式のデータには、体力・運動能力等の集計結果のシート以外に、個人情報に記載されていた複数のシートが存在しましたが、その確認を怠り、個人情報が含まれたままのデータを掲載したことによるものです。</p> <p>事故判明後の対応としましては、判明後、ただちにホームページからデータを削除し、同日の午後 7 時より記者会見、8 時より保護者会、翌朝に全校朝会を実施し、それぞれ謝罪とともに事故の概要説明を行いました。</p> <p>今後の再発防止策としましては、学校ホームページ等に情報を掲載する際は管理職も含め、複数教員による内容確認を徹底し、データ改ざん防止のために文書の PDF 化などの処理を行った上で掲載するなどの措置を厳格に講ずるとともに、学校ホームページ管理運用責任者はその掲載内容や個人情報について定期的に点検・管理を確実に実施することといたしました。このこ</p>

	<p>とにつきましては当該校をはじめ、各校に対して 11 月 28 日に文書にて通知するとともに、12 月 4 日の校長会及び 12 月 18 日の副校長会にて指導をいたしました。</p> <p>なお、本件に関する情報流出についての情報は現在のところございません。今後も引続き、個人情報の管理について指導・徹底を図ってまいります。私からは以上です。</p>
会長	<p>ただいまの説明についてご質問はございますか。</p>
委員	<p>資料の「再発防止策等」については、的確に書かれていると思います。1 点目は複数職員による発表のときのチェック、それから PDF 化、これはデータの改ざん防止のためにやるのではなくて、エクセルデータに隠れたファイルがありますから、そこを明らかにするための PDF 化、ということかと思えます。データを改ざんされてしまったわけではないので、ここの記述は本来から少し外れているかなと思います。ただ、一般的に見れば妥当なものですからここでは問いませんけれども、PDF 化をやられるというのは 2 点目の要素かと思えます。3 点目が「19 ページのイ」にありますように定期的な点検をやるということです。</p> <p>この三つは大変重要な事項で、単に文書で周知して心掛けていくというより、通常区長部局は「情報セキュリティ対策基準」、民間では「セキュリティポリシー」という骨格になるものを明確に位置づけて、継続的に関係者が啓発を受けるような対応策が取られるのです。ですから、出来ればこの「再発防止策」をもう少し論理的に、きちんと整理をして、例えば 1 点目は区職員によって内容をチェックした上で掲示をする。昔そろばんで 2 人がチェックをするという、そういうような単なるチェックではなくて、外部に出す場合には、複数でチェックをして外部に発表するという、対策基準として確立しておく必要があると思います。単に「間違えたかどうか、チェックしましょう」という、仲良しクラブのような対応では今後できなくなってきているわけです。ですから、複数でやるということをはっきり学校の体制として組み、事務組織も改めて対応していかないと、再発の可能性があるように思います。情報セキュリティポリシーなどで明らかにし、必ず添付ファイルは PDF 化して載せる。それが 2 点目になります。</p> <p>3 点目、出てしまったら、この問題は実際はおしまいなんですね。出た後、いくら管理・適正化しても帰納法的には良いかもしれませんが、問題解決にはならないので、やはり前段の案に書いてあるこの 2 点をしっかり位置づけてやってほしいと思います。</p> <p>その意味で、こういう問題をセキュリティポリシーの中に、学校としてきちんと位置づけて、今後体制を組むかどうかお伺いしたいです。</p>
庶務課長	<p>いま、委員からお話がありましたとおり、現在学校につきましては「インターネット利用基準」というものを設けております。しかし、ご指摘がありましたとおり、セキュリティ対策基準の中で、学校情報を一般に公開する場合の規定というのはございません。したがって、今回、この事故を受けまし</p>

	て、これをどう担保していくかを含めまして、いちばん基になっている「学校情報セキュリティ対策基準」について、事故の未然防止策について盛り込んでいくように、今準備を進めているところでございます。
委員	了解しました。是非お願いします。
委員	この「原因」にあります「ホームページ上に掲載した」というのはどこの誰が掲載したのですか。学校ですか、それともどこかの機関ですか。
教育人事企画課長	学校です。
委員	学校の職員ということですか。
教育人事企画課長	はい。
委員	その人が技術的に隠しファイルというか、中のファイルに気が付かなかったのだと思いますが、ホームページを立ち上げる、つくる技術がどこまであるのかというあたりを聞きたいのですが。
教育人事企画課長	これは実質、副校長が最終的にアップロードします。この三谷小学校の副校長の技能がないということではなく、このときはたまたま隠されていたシートが目に入りませんでした。普段ホームページをアップすることは副校長が対応していて、きちんとしていたということです。
委員	そうするとその副校長というのは、ホームページについて、技術的にそういうものを確認するだけの能力がある、と解釈していいのですか。
教育人事企画課長	はい、結構です。
委員	それと、各学校のホームページ管理運営責任者という方も、技術的にそういうものがあると解釈していいのですか。
教育人事企画課長	最終的な責任者は校長ですが、校長が実際にアップロードをするということとは特にはないと思います。少なくともホームページにアップされた状況を確認する、また、事前に決裁を取ることについて、校長の権限の中で行っているということです。
委員	うちもホームページをつくる仕事をしておりますけれども、そういう立場から言うと、ホームページをつくること、それからアップすること、その辺はかなり高い技術がないと、こういうケースというのは起こり得ると思います。ですから、こんなことを言っは大変失礼ですが、学校の職員の方でよほど専門的に勉強されないと、こういう事故は今後も起こり得ると私は思うので、是非専門的に勉強された方を、杉並区の中にもお作りいただきたいと思います。
庶務課長	ICT支援員を各学校に月1、2回程度派遣しております。ただ、日常的なホームページのチェックは学校長がすべき職務ですので、原則として個人情報のホームページへの掲載は、許可しておりませんが、定期的に学校長が責任を持ってチェックをしていくことは、今後徹底してまいりたいと考えています。
委員	「概要」の中に「個人記録等が含まれていることが判明した」とありますが、どういう形で判明したのかを教えてくださいませんか。

教育人事企画課長	情報が流出しているのではないかと区のホームページに情報が寄せられたわけですが、それをすぐ教育委員会の方で確認をしたところ、こういうようなデータの中に、児童の個人記録が含まれているということが分かったということです。
委員	では、気づかれた保護者か関係者の方から、連絡をいただいたということでしょうか。
教育人事企画課長	区民からのメールです。
委員	もう1点なのですが、この東京都の児童の体力とか運動習慣の調査の結果を、個別の小学校のホームページに載せるという判断は、どういった段階でするのでしょうか。これは全学校で各学校ごとに載せましょう、という経緯で載せたものなのか、それともそれぞれの学校の判断で、我が校の実績として載せていこうという判断で決めた項目なのか、教えていただけますでしょうか。
教育人事企画課長	学校の判断です。
委員	私も報道を見て、やはり大変驚いています。この「再発防止策」を見て、こういうことをやられていなかったのか、ということを知ることにもなりました。やはり、1カ月間気づかずにいた、ということの問題性といえますが、その点については学校側といえますか、どういう認識でいるのでしょうか。
教育人事企画課長	自分の学校のホームページを、自校の人間が確認をしていないことが判明したところです。特に経緯の中で、校長会等でも話をしているのですが、やはり自分の学校のホームページを、校長は頻繁に確認をする必要があるということで、「イ」の「再発防止策」というところで改めて書かせていただいたのですが、その認識が非常に甘かったということです。
委員	情報の中には氏名、性別のほかに身長、体重もということで、多感な年代、特に女子生徒、児童にしてみれば多分、体重という大変傷つくような情報だと思います。多分、私だったら、もう学校に行くのが嫌になっちゃう感じだと思います。これに対する子どもたちの反応というのは、どうですか。
教育人事企画課長	翌日全校朝会で、校長から具体的な話をさせていただきました。子どもたちの様子等について、何か異変があったときにはすぐ学校の方で対応するというので、スクール・カウンセラーも待機させ、こちらでも対応策を取らせていただきましたが、特段大きな変化があったということは聞いておりません。
委員	先ほどお聞きしたところでは、学校の判断で体力テストの結果を公表している、ということなのですが、この三谷小学校以外に、公表している学校はあるのでしょうか。やはり、気づかないようなデータが存在するようなものについて、また起こってしまったら取返しがつきませんよね。その点私はやはり、最大の再発防止は学校の指導にとって重要なものは、学校の中で回覧すればいいわけであって、わざわざこれを公表する必要性といえますか、目的

	<p>が何かということが非常に気になるわけです。むしろ、こういうことを直接対外的に公表する必要性がなければ、今回を教訓にして、やめるべきではないかと思いました。</p>
教育人事企画課長	<p>他校の状況について詳しく把握をしてはおりませんが、学校の判断ということで、これについてホームページに載せるか、あるいは「学校だより」等で周知をするか検討して、体力調査の結果等が周知されていることと思います。</p> <p>これを載せる、載せないにつきましては、この三谷小学校で作成した集計結果が非常にコンパクトで、分かりやすい形で、東京都あるいは杉並区の平均値との比較ができていたということで、これは保護者や地域の方にも見ていただいた方がいいのではないかという判断でした。特に三谷小学校は学校として体力向上に力を入れているというところもあり、広く体力向上についての興味・関心、更に意欲を高めていきたいというところが、これを掲載した発端ではなかったかなと思っております。</p>
委員	<p>状況をもう1回確認させてください。露出してしまった情報なのですが、エクセルはシートでいろいろデータをつくるわけですが、本来見せようと思っていたデータが多分いちばん手前ぐらいいあって、それがシート形式でつくられていたので、その裏のところに例えば個人名が載った身長や体重のデータが載っていた。そういうデータも一緒に付いていた、ということですか。</p>
教育人事企画課長	<p>おっしゃるとおりです。シート2、シート3とございますが、その中に個人記録が載っていたということでございます。</p>
委員	<p>そうしますと、隠しファイルが露出したとか、そういう高度な話ではなくて、はっきり言って非常に初歩的なことだと思えます。それを今ここで責めてもしょうがない、というか責めなければいけないのですが。チェックリストみたいなものを作ってはいらないのですか。やはり、人は間違えるわけです。そのとき、例えばエクセルのような汎用ソフトであれば、どこでどういう間違いがあり得るとかが分かると思うのです。</p> <p>例えばUSBに入れたデータを自分では「ごみ箱」に捨てただけけれども、USBを抜いたときには「ごみ箱」を空にしない限り、どこかにデータが隠れていたりしますよね。そういったことはなかなか知り得ないもので、高度というか、目に見えないものですが、エクセルのシートの場合には見れば分かるわけだから、それを確認することを決めるとか、できると思います。それから、先ほどPDF化とありましたけれども、「PDFにしましたか」とか、そういったことをチェックリストにすることでかなり防げるのだと思うのですが、どうですか。</p>
庶務課長	<p>「学校情報セキュリティ対策基準」に盛り込むということは常にこれをチェックするということです。今、委員から「チェックリストはどうか」というお話もございましたので、その辺は各学校に通知して、我々としてもセキュリティ基準が担保されるように工夫してまいりたいと思えます。</p>

委員	<p>「セキュリティ基準」と言うときごく萎縮してしまうと思います。そういう難しい話ではなくて、非常に初歩的な間違いをしているのです。それは今言ったみたいに、「何をしましたか」というチェックリストを作って、チェックするだけで相当防げるはずで、それを是非やっていただきたいと思います。</p> <p>もう一つ、校長先生が自分のところのホームページを確認するとおっしゃるけれども、余り仕事を増やさないでほしいと思います。そんなことをやったら大変です。だから、初期の段階でそういうことにならないように、やっておくのが必要だと思います。そういう仕組みを構築すべきだと思います。</p> <p>そうでないと、校長先生がたびたび見て「間違いがあったらどうしよう。」となったらビクビクして、気の毒でしょうがない。それから、実際に作業するのは副校長先生なので、副校長先生も気の毒です。仕組みを構築することでもかなりやれるはずで。</p> <p>もう一つ、PDF化をするとおっしゃるけれども、エクセルのデータはPDF化しないで出す方が正しいのです。厚生労働省などもそうですし、いろいろな統計データはエクセルで出してくれるから、それを使うことで二次加工できて次の新しい知見が得られたりするわけです。</p> <p>例えば杉並区もエクセルデータで人口統計を出しています。例えば何々町、高円寺南、毎月1日に男性が何人、女性が何人、何世帯といったデータをエクセルで出してくれています。だから、非常に扱いやすいです。そういった意味ではそれは重要です。</p> <p>ただ、ワード文書などだったらPDFにすることは意味があるのかもしれないけれども、それだったらテキスト書き出しが出来ないところまでやらないと。結構簡単に、PDFにしたものを今度ワードに変換することもできますから。やるのだったらそこまでやらないといけないと思います。</p> <p>とにかく、現場の方の心理的負担にならないようにやってください。こちらまで胸が痛くなってしまうので、お願いします。</p>
委員	<p>先ほどのお話ですと、杉並区では児童の体育なども一生懸命やっていますと、こういうことでホームページに集計結果を出したわけでしょう。そのときに、児童の氏名などを出してしまったということですね。ホームページに出したのが全部駄目だというのは、ホームページに出すならここまでだよとか、それはどの程度のことを普通やるわけですか。</p>
庶務課長	<p>メニューをクリックしますと学校全体、学年別のグラフが出てまいります。それが杉並区内で比較してどうなのか、東京都と比較してどうなのかというグラフが出ておまして、児童の個人情報バックデータとして、直接画面には出てこないのですが、クリックをすると出てきてしまうのです。区民の方にわかりやすく見ていただくために、グラフ化というものが有効な手段だったと思いますので、そこまで禁止をするのではなくて、バックデータみたいなものは出さないようにPDF化をなさいます、という今回の対策でございます。</p>

会長	ほかにございますか。
委員	<p>先ほど来、皆さんとのやり取りと、それに関わる説明をお聞きしていると、一つは、ホームページにこういうものを載せるかどうかは、学校の判断でやっているという話がありました。それからこういうようなことを、三谷小学校以外の小学校ではどれくらいやっているのか、という質問もありましたが、「余り詳しくは把握していない」ということでした。もう一つ、こういったことに関わる防止策について「甘かった」というお話もあったと思います。</p> <p>いずれにしても、これは新聞記事やそのほかを見ましても、こういうことを載せることが、自分の学校の関係者に見てもらおうというよりは、むしろ、分かりやすい集計の仕方とかコンパクトだったということで、ほかのところに見てもらいたい、ということでホームページに載せたと言えると思います。今、うなずいていらっしゃいますが。そのときに、複数のチェックがされていなかったから今後はしていく、というところが先ほどの答弁で言うと、防止策が甘かったということになると思います。その辺がとても安易だったのかなというか、出たことはもうしかたないのですが、それぞれの学校が「うちの学校ではこんなことをしています」「皆さん、よかったら見てください」「参考にしてください」と発表していることがあると思うのですが、こういうことは特別管理責任者、いわゆる校長の判断でやっているということだったのですか。その辺が重大な問題なのではないかと思うのです。</p> <p>つまり、ほかのところに見てもらいたいので載せたわけですよ。そのことについて、本当に児童個人のことになってしまふようなことがないか、ということも複数でチェックするというのは、この事件が起きたから再発防止策とする以前の問題だと思います。このほかにも、他の学校にも見てもらいたい、あるいはよかったら参考にしてもらいたい、という事例が多分あると思います。これを機にそういうことが今後起きないように、ダブルチェック云々というお話が先ほど来ありますが、その辺を十分されないままにやってきて起きてしまった事件だと思います。今後、外に見てもらいたいというものについては、特にちゃんとしていただきたい。</p> <p>もう一つは、保護者からは特に個人名が分かってしまったところを含め、この説明のときに、どういう声が出されていたのですか。その2点について説明していただけたらと思います。</p>
教育人事企画課長	<p>はじめのほうですが、多分学校としましては保護者や地域の方々、特に学校運営協議会、地域の方に見ていただきたいという思いが強かったのかなと思います。特段、ほかの学校に対して見てもらいたいというところまでは、多分考慮の中には入っていなかったのではないかと思います。</p> <p>二つ目ですが、現在のところ、直接保護者からご意見を伺うということとはございませんが、当日の保護者会では具体的にどういうデータが流出したのか、又、児童のこれからのコンプレックスにつながらないように対応してほしいとか、本件については児童にも詳しく説明をしてほしいというような意見・要望が出されておりました。</p>

会長	そろそろ時間でもありますが、ほかにございますでしょうか。
委員	前もいろいろあったと思うのですが、この場合、教育委員会とかの説明ではなくて、学校のほうの説明というの、この場であったほうがいいかなと思うのですがどうなのでしょう。
庶務課長	ちょっとお答えにくい質問ですが、今回のような学校の個人情報はどうしていくかという指導・助言の立場は、教育委員会事務局にあります。その責任においても私どもが説明をし、謝罪をするべきだというふうに思っております。
会長	それでは、ほかにございませんようですので、本日の議題は以上です。事務局から何かありますか。
情報政策課長	次回の審議会の日程ですが、来年、平成 25 年 3 月 1 日（金）の午後 2 時からを予定したいと考えております。よろしくお願いたします。会場は今日と同じこちらの会場です。
会長	以上をもって散会ということにしたいと思います。皆様、良いお正月をお迎えください。来年もよろしくお願いたします。